スピノザ『エチカ』における個体論の意義 ——第二部自然学的付論の読解——

立花 達也

本稿ではスピノザの個体の定義、およびそれを含む自然学的記述を概観するが、その目的は『エチカ』の体系における「様態の変状」という事柄から必然的に生ずる変化の問題について、一つの解釈を提示することにある。『エチカ』においては、実体 substantia と様態 modus 以外になにものも存在しない。そして、この様態は実体の変状 affectio だとされる。ところで、身体ないし精神は様態にあたるのだが、スピノザはこの様態にもまた変状を認める。これが「様態の変状」であるが、スピノザはこのことに一切の説明を与えていない。以上のことから次の問題が生ずる。スピノザが言うように実体が唯一であるとして、またあらゆる様態が存在と作用に決定されているとして、そこではいかにして変化が説明されうるのかという問題である。スピノザにとって実体は唯一であるために、諸々の様態を、変化を受け入れる実体として無条件に認めることはできないのである。筆者はこの変化の問題に対してスピノザの個体概念が大きな役割を担っていると考える。

第1節ではこの「様態の変状」とそれに由来する変化の問題を提示する。それ 以降はこの問題に応答すべく以下のように進む。まず、スピノザの物体論とし てのいわゆる「自然学的付論」について概観し、それにおける個体の定義の定位 を確認する(第2節)。次いで、それに基づき個体の定義の内実を探るが、その 際にゲルーによって導入される「周囲の圧力」という考え方を取り上げ、その困 難を検討する。そして我々は代わりにセヴェラックの解釈を採用することにな る(第3節)。さらに、その後に残る問題として「運動と静止の割合」の曖昧さに ついてスピノザを擁護し、スピノザにおける形相の概念の特性について論じる (第4節)。最後に、ここまでに得られた知見によって第1節の問いに答える。

1. 『エチカ』における変化の問題

第1節では本稿が取り扱う問題を明らかにする。最初に基礎的なタームを確認していこう。「実体とは、それ自身のうちに在りかつそれ自身によって考えられるもの」(1Def3、略記の用法については参考文献の前を参照)であり、「様態とは、実体の変状、すなわち他のもののうちに在りかつ他のものによって考えられるもの」(1Def5)とそれぞれ定義されている。ところで、1Ax1より「すべて在るものはそれ自身のうちに在るか、それとも他のもののうちに在るかである」のだから、実体と様態以外のなにものも存在しないということになる。そして、スピノザは唯一の実体しか認めないため、我々の身体や精神といったものは、前者は延長属性のもとで見られた実体の様態であり、後者は思惟属性のもとで見られた実体の様態ということになる。ところが、この身体や精神もまた、そのうちに変状をもつとしか思われないテクストが『エチカ』の至るところに見られるのである。これはつまり、いささか奇を衒って述べるならば、「変状の変状」あるいは「様態の様態」とも言われるべきものなのだ².

しかし定義にあるように、実体とはそれ自身のうちにあるものであり、様態はその変状として、つまり他のもののうちにあるものとして考えられている。たとえば、メラメドはこの実体-様態関係を「内属の関係」として解釈する立場を採る³. 変状を実体の「うちにある in esse」もの、実体の特質として考えるのである。それならば、「様態の変状」もまた、ある様態の特質として考えればそれで済むのではないだろうか。ところがそうもいかないのである。我々はここで実体-様態関係に関わる形而上学の議論に立ち入ることはしない。それは本稿の主題ではない。以下に見ていくように、我々が関わるのは「様態の変状」から必然的に由来する変化の問題なのである。

筆者の見る限り、『エチカ』において「様態の変状」に類する事柄が最初に示されるのは 2Ax4 である. そこには「我々はある身体が多様な仕方で触発を受けることを感覚する」とあるが、注意すべきはこれが公理であって、我々の経験的な事実に訴えかけた命題に他ならないということだ. この公理を参照することで 2P11 と 2P13 においても事実上の「様態の変状」が語られるが、それらもいま

だ様態の変状の原因を示しているとは言えない. 様態の変状を規定する因果性がはじめて、そして明確に提示されるのは 2P16 である. そこには「人間身体が外部の物体 [= 身体] から触発される各々の様式の観念は、人間身体の本性と同時に、外部の物体の本性を含まなければならない」とあり、その証明は以下のようになっている(なお、物体と身体の原文は同じ corpus である. 以下では文脈に合わせて訳し分けるが基本的には同じものと理解されたい).

なぜなら、ある身体が触発される一切の様式 modi [= modus] は、触発される身体の本性から、そして同時に触発する物体 [$= gar{g}$] の本性から帰結される(2P13C のあとの Ax1 より).....(2P16D)

参照されている公理については後述するとして、ここでは内容を見るとしよう. ある身体に生ずる事柄は触発される身体(=身体それ自身)の本性と、触発する物体(=外部の物体)の本性の両方から帰結されるのであり、そしてそれ以外の仕方では帰結されえないのだとスピノザは述べている.この定理は後に12回も参照され、記憶や認識理論、感情の模倣などを論証するために用いられており、『エチカ』のきわめて基礎的なテーゼの一つだといえる.

ところで、様態における因果性を規定するテーゼは、すでに『エチカ』第一部 においても示されている。

あらゆる個物,すなわち有限で定まった存在を有する各々の事物 res は,同様に定まった存在を有する他の原因から存在または作用に決定されるのでなくては,存在することも作用に決定されることもできない.そしてこの原因もまた,同様に有限で定まった存在を有する他の原因から存在または作用に決定されるのでなくては,存在することも作用に決定されることもできない.このようにして無限に続く.(1P28)

この個物とは、1P25Cで言われるように「神の属性の変状、あるいは神の属性を 定まった仕方で表現する様態」に他ならない⁴. 筆者が指摘したいのは、この時 点では事物に関していかなる規定も与えられていないということである. それ はたしかに神(実体)の変状だと言われる。ところが、このとき様態としての事物はたんに全体として、あるいは内実を語られず存在 existentia と作用 operatio という抽象的な語で説明されているだけなのである 5 .

1P28 と 2P16D において示される二つの因果性を見比べたとき,我々は次のことに気づくはずだ. 1P28 における様態は一挙に存在や作用に決定されるために、それについて度合いや部分といったものを考えることができないのである. それに対して 2P16D では外部の物体からの触発が主題になっていることから明らかであるように、ある身体を中心に置き、それが他のものと取り持つ関係について論じていることがわかる. あるいはこう言ってもよい. 1P28 の様態はまだ部分を考慮されていないがために、それ自体の変化を論じることができないのである. たとえば「この世のすべては常に変化している」と言葉だけで述べるのはいかにも簡単なことであろう. しかし、すべてが変化しているとするならば、いったい「何が」変化しているといえるのだろうか? 我々は変化に先立って変わらぬ何かを無前提に措定し、その後で安心して変化する/しないなどと語っているのではないだろうか?

このとき、「変状」というタームは実体-様態関係に関わるがゆえに、「様態の変状」と言うときには様態にもある種の実体性が事実上認められているのではないか、とも思われるかもしれない.実際、スピノザは 3P5 と 5Ax1 の二箇所で主体 subjectum という語を用い、それにある種の状態を帰してもいるからである.ところが、このような解釈は無条件には認められえない.というのも、様態がけっして実体性をもたないように、実体もまた個体的ではないからだ.スピノザは個体を部分を有するものとして規定しているが、しかし実体は部分から組織されてはいない.つまり、ギャレットが明晰に分析して見せたように、個体概念は様態に固有なのである 6.それゆえ我々は、変化の説明のために「持続する実体」のような概念に頼ることもできない.たしかに実体と個体という概念は幾度も混同され、とらえ逃されるであろう.だがしかし、我々は変化の問題に答えるに際してスピノザの個体概念をそれ自体で、実体から離れて眺めてみる必要がある.

2. 自然学的付論における個体の定義の定位

『エチカ』第二部定理 13 備考の後から定理 14 の直前まで続く一連の公理や補助定理は、スピノザ研究者らによって通例、「自然学的付論 Physical Digression」と呼ばれている(以下付論と略). それはスピノザが自身の自然学(物理学)について論じた数少ないテクストの一つであり、個体 individuum の定義を含む. スピノザは E2P13S において、それまで論証してきた事柄は人間以外のものにも普遍的に適用されるが、それにも関わらず人間は他のもの(動物や鉱石など)より勝るのだという. たしかに程度の差こそあれ個体は「すべて魂をもつ omnia animata sunt」と言ってよいが、それでも人間はその身体の複雑性において他の存在者に勝るのである. またスピノザにとって、ある身体の複雑性についての議論が精神に関する論証に資することは、自身の並行論からのみでなく我々の経験からも「一般的に in genere」明らかであるとされる. つまり、付論は有機体としての人間身体が環境に対してどのように、またどれほど対応しうるのかを明らかにし、この知見を後の論証に活かすためになされるのである.

付論は前半の「最単純物体」について論じた部分と,後半の「複合物体」について論じた部分から成る。前半部ではまず,二つの公理によって「すべての物体は運動しているか静止しているか」であり(2P13Ax1),「各々の物体はあるときには速く,あるときには遅く運動する」とされるが(2P13Ax2),物体はこうした運動と静止⁷,速さと遅さに関して区別されるのであって,実体に関しては区別されないとされる(2P13L1)。物体はその運動と静止によってしか区別されないのであるから,進んで物体はその運動と静止と区別されないということができる。言い換えれば,ここではまだ物体は基体として見なされていないのである。次いでそのような諸物体は運動と静止,速さと遅さにおいて一致するとし(2P13L2),さらには実質的には慣性の法則に相当する補助定理を示し(2P13L3)⁸,先に筆者が言及しておいた触発に関する公理と衝突に関する公理を提示する(2P13C の後の Ax1, Ax2)。ここで注意しておきたいのは,運動と静止,触発と衝突といった運動法則はすべて公理として提示されていることだ。先述のように公理は経験に訴えかける一般概念なのであるから,ここで示された物体のふるまいを原因から説明するのはやはり論証によるのである。

そしてスピノザは、ここまでの論証は「最単純物体」に関するものであり、これから「複合物体」へと移ると宣言する。個体の定義はその直後に置かれていることから、じつはそれは複合物体の定義に他ならないことがわかる。定義の後には個体の形状 figura に関する公理が提示され (2P13Def の後の Ax3)、次いでこの定義から展開される諸特徴が四つの補助定理によって示される。

個体の定義の内実は後述するとして、ここではそれが「形相 forma」と「運動と静止の割合 ratio motus et quietis」の説明を含むことを確認しておこう。定義の後に続く四つの補助定理に目を向ければ、そこには個体の「形相」(L4, L5, L6)と、その基準としての「運動と静止の割合」(L5)というタームが個体の定義を参照しつつ用いられていることが認められる。後に見るように個体の定義自体にはどちらのタームも含まれておらず、運動の「一定の割合 certa ratio」という語しか見られない。しかしそれでも、我々は補助定理からの参照要請を満たすものをこの定義に見出さなければならないのである。この四つの補助定理はいずれも、その「形相を少しも変えることなく absque ulla formae mutatione」個体に生じる諸々の変容を物体それ自身の同一性を保ちながら説明することにその機能があると考えられる。そのうちの一つを引用しよう。

もし多くの物体から複合されている物体あるいは個体から、いくつかの物体が分離して、同時に、同一本性を有する同数量の他の物体がそれに代わるならば、その個体は少しも形相を変えることなく以前のままの本性を保持するであろう。(L4)

このように個体を組織する諸物体が外的物体と交換され(L4),個体を組織する部分がより大きくなったり小さくなったりし(L5),運動の方向を転じられ(L6),また,個体全体が動いていようと静止していようと(L7),個体を組織する諸物体の合一が保持されるのであれば,この個体はその本性ないし形相を保持し続けるのである.

補助定理7の備考ではいままでの論証が総括され、定義で示された合一の形式は異なる本性の諸物体の合一にも適用されること、そしてこの合一のプロセ

スを無限に進めるならば全自然を一つの個体として見なすことができるということが述べられる⁹.こうして「人間身体は本性を異にするきわめて多くの個体——その各々がまたきわめて複雑な組織の——から組織されている」(2P13Po1)という記述を含む六つの要請によって、人間身体の特性が提示されたところで付論は締めくくられる。

いままでに述べたなかでとくに個体の定義に関わることをまとめよう.まず、個体の定義は付論において「複合物体」の定義として位置づけられる.そして、そのうちには個体の形相なるものが規定されていなければならない.というのも、我々は補助定理からの参照要請から、「形相」ないし「運動と静止の割合」というタームに関して「形相を変えることなく個体に生ずる変容」を説明できるなにかを個体の定義それ自体に求めなければならないからだ.この方針をもとに次節では個体の定義の分析に取りかかる.

3. 個体の定義解釈をめぐって

第3節では個体の定義それ自体を検討する。まずゲルーの標準的解釈がもつ 正当性を、セヴェラックによる異論でもって検証する。代わりにセヴェラック によって提示される解釈は多くの利点を有するが、しかしテクスト上の問題が あるともいえる。筆者はこれを擁護し、さらに彼自身が気づいていない利点を 挙げることとする。個体の定義は以下のとおりである。

同じもしくは異なった大きさのいくつかの物体が、残りのものから圧力を受けることで、互いに接するようにされているとき、あるいはもしそれらが同じもしくは異なる速さで運動するなら、その運動をある一定の割合で互いに共有化しあうとき、我々はそれらの物体が互いに合一しているといい、また、すべてが同時に一つの物体ないし一つの個体を組織しているという。そして、この個体は諸物体のこのような合一によって残りのものと区別される。

Cum corpora aliquot ejusdem aut diversae magnitudinis a reliquis ita coercentur, ut invicem incumbant, vel si eodem aut diversis celeritatis gradibus moventur, ut

motus suos invicem certa quadam ratione communicent, illa corpora invicem unita dicemus, et omnia simul unum corpus sive individuum componere, quod a reliquis per hanc corporum unionem distinguitur. (E2P13Ax2Def)

スピノザ研究者のゲルーは、この定義を解釈するに際して「周囲の圧力 la pression des ambiants」という考え方を導入する (Gueroult, 1974, p.166 sqq.). 彼によって示される個体性の条件は、個体を組織する諸物体の「相互の接触」、あるいは「ある一定の割合における運動の相互の共有化」であるが、それはこの諸物体が、それらに対する残りのもの(すなわち個体を組織する諸物体以外の物体)から圧力を受けることによって生ずるというのである. このとき、後者の「運動のある一定の割合」こそが補助定理で「運動と静止の割合」として参照されるものであり、より重要な条件であるとされる. つまり、ゲルーは個体を組織する諸物体全体に対する「周囲の圧力」によって、この諸物体のあいだに運動の一定の割合が成立するとき、その全体を個体として見なすのである.

ところが、このように個体をとりまく「周囲の圧力」から定義を理解する解釈 に対し、セヴェラックが異論を提示している(Sévérac, 2011, pp.128-132). 彼の ゲルー批判と持論をとる利点については後述するとして、先にその解釈の内実 を見てみよう、セヴェラックの解釈は、圧力を与える物体と圧力を受ける物体 をともに一つの個体に属するものとして考える、というものだ.彼もまたゲル 一が提示した個体性の条件を認める。ただその条件の成立が、個体を組織する 諸物体全体に対する残りのものから受ける圧力によってではなく、個体を組織 する諸物体の各々が残りのもの(すなわち同じく個体を組織する他の諸物体)か ら圧力を受けることによってなされると考えるのである. そうすると、個体の 形相そのものは個体の外部から全面的な決定を受けるものとして概念されるこ とはなくなる. というのも、全面的な決定を受けるのは個体の部分としての諸 物体であり、それらはまったく外在的な関係によってのみ各々が他のものから 区別されるが (L1), 個体の形相はそうした部分としての諸物体にではなく, そ れらが相互に織りなす二次的な関係にこそ存するからである。この後者の関係 をセヴェラックは「内在的関係」と呼び、前者の「外在的関係」から区別する(op. cit., p.129). 個体を組織する部分としての諸物体はそれ自体ですでに外在的関係, すなわち一次的関係の産物であるために、それらによって構成される関係としての形相は、いわば関係の関係とでも呼ばれるべきものなのである.

以下ではセヴェラックが展開している議論を再構成して提示する、彼によれ ば、ゲルーの解釈は第一に科学的観点から、第二に補助定理の要請への不対応 から批判されなければならない. 第一に、個体性の条件がまったく周囲の圧力 に従属すると考えるならば、いかなる個体も周囲の圧力に依存することなくし ては存しないということになるが、これは不条理である、というのも、もしそ のとおりであるならば、周囲の圧力が途絶えたその瞬間にその個体は崩壊しな ければならないが、たとえば皮膚にはそれを表面から支える空気がなくなって も内圧に対する抵抗力が備わっているからだ、周囲の圧力の説明が適用できる ものがもしあるとすれば、それは「コップ一杯の水」くらいであろう、もし気圧 が失われたとすれば水の粒子は拡散し気体になってしまう、というような仕方 で 10. しかし以上の観点からすれば、個体の定義は多くの物体にとって妥当な 定義とはいえなくなってしまう.しかもスピノザは付論を、人間身体に関する 諸要請を導出し、それらを『エチカ』の論証の役に立てるという目的のもとで企 てたのだから、少なくとも人間を含む有機体の在り様を説明できるのでないな ら付論全体の企図にも反すると思われる。また、「コップ一杯の水」に個体の定 義を適用するにしても、それは水という物質それ自体を規定するものでなくて はならず(コップに入っていたり気体になったりするということは、同じ個体と しての水の形状の違いに過ぎない)、それはゲルーが主張する周囲の圧力によっ ては説明されえないのである.

また第二に、ゲルーの解釈では定義の後の四つの補助定理で示される、「形相を変えることなく個体に生じる変容」を説明しにくいということがある。ゲルーにしたがって、個体がまったく外在的関係によって規定されると考えるとどうなるか。すると個体それ自体と同様にその部分も外在的関係によって規定されてあるのだから、すべてが外在的関係に巻き込まれることになる。であれば、同一にとどまるものが失われ、変化という事柄自体を説明できなくなるだろう¹¹. それに対してセヴェラックの解釈によれば、個体の形相は個体の諸部分それ自体にではなくそれら相互の関係に存するのだった。このとき、上位の関係を一定に保持しながら変化する下位の関係を考えるとよい。下位の関係はあ

る物体に対する他の物体(個体外部のものも、個体内部のものも含む)からの圧力によって、上位の関係は下位の関係としての諸物体が相互に成す「運動と静止の割合」によって規定される。このようにセヴェラックは上位と下位の二つの水準へと関係を区別し、またそれらを同一平面上に位置づけないことによって、すべてが外在的関係へと巻き込まれることを防いでいるのである。いま述べたような事情にも関わらず補助定理で示される変容を説明したいのであれば、ゲルーは個体にある種の基体性、実体性を無条件に認めざるをえないだろう。

以上でセヴェラックの議論を概観したことになる. 次に彼自身は述べていな いことであるが、第一にこの解釈の問題点を、第二にさらなる利点について述 べるとする.まずセヴェラックの解釈にはおそらく唯一の欠点として、テクス ト上の問題があることは率直に認める必要がある。この解釈は定義に二度現わ れる a reliquis [=残りのものから] という表現をいかに解釈するかにかかって いる. ゲルーはその両方を「個体を組織する諸物体全体に対する残りのものから」 としてとるが、セヴェラックは第一のものを「個体を組織するある物体に対する、 同一の個体を組織する残りの諸物体から」として、第二のものをゲルーの解釈と 同様の意味としてとるのである。しかし、このように二度現われる語の意味を 別様にとることには抵抗があるだろうし、個体を組織する諸物体相互の圧迫に ついて述べるならば諸物体のうちの一つを指定するために再帰代名詞や副詞な どが付く方が自然かもしれない. これに対してセヴェラックは invicem [=互い に]を強くとる以外にはテクスト解釈上の根拠らしい根拠を述べていない(op. cit., p.130). だが我々は、スピノザが他の箇所で類似する表現を用いていること に目を向けるべきである。たとえば『国家論』では、ある群衆を組織する個人の 各々が、同じ群衆を構成する他の人間と関わる仕方を「残りのもの」との関係と して述べている(TP2, 16, TP3, 16). いずれにせよ, この解釈を退ける決定的な 理由はないのだから、その利点を考慮するならばやはり進んでこの道を進むべ きだと思われる.

次に、セヴェラック自身は挙げていないもう一つの利点を述べる。それは個体の境界の問題に関わる。ゲルーに依拠するなら、個体の定義は個体を組織する諸物体をはじめから他から選り分けて想定し、その組織の仕方を後から説明するのみとなるだろう。というのも、個体を組織する諸物体全体に対するもの

として a reliquis とされるのであれば、この諸物体は個体を形成するべくはじめから与えられていることになるからだ.しかしそれでは、なぜそれらがまさしく個体を組織する諸物体として選り分けられるのかという問題が残る.スピノザは「自然のなかに空虚は存せず」、また「すべての部分は空虚ができないように互いに恊働し合わなければならない」(IP15S)と主張しているが、そのような世界のなかで個体を捉えるならば、その境界がどのように設定されうるか問わざるをえないだろう.ところが、ゲルーの解釈ではこの境界がはじめから設定されてあるために、この問いに応答しえないのである.しかし、セヴェラックに依拠するなら個体の内と外の境界は前もって想定されることなく、むしろ個体性の条件を満たすときにはじめて諸物体が個体の諸部分と見なされるようになり、そこに内部と外部が生じることになる.そうして個体を組織する諸物体はそうではない他の物体から選り分けられるのだ.このようにしてスピノザは、上位の関係性を認める限りで下位の関係を規定し、それによって内部と外部を規定するのである.この観点からすれば、セヴェラックの解釈は発生的定義としてもゲルーのそれより優れていると言えよう12.

以上に述べたことをまとめよう.スピノザの個体定義を解釈するときに「周囲の圧力」という考え方は、少なくとも形相に関わる限りでは退けなければならない. 代わりに有力だと考えられる解釈によれば、スピノザは個体の定義に関係の階層性を織り込むことによって、様態における内部と外部の規定と変化の説明とを同時に成し遂げたということができる. ただし、ここで一つ注意しておくべきことがある. 先述のように、この個体的合一のプロセスはさらに上位の個体の形相を構成し、無限に進んで全自然を一つの個体と見なすところまで至ると言われる. 逆の観点から見れば、個体を組織する諸部分も個体の形相を構成する関係に対して相対的に一次的関係と呼ばれるに過ぎず、この諸部分それ自体もまた「きわめて多くのものから」組織されるのである. したがってある個体の内部と外部は、そうした無限の段階におけるある一つの上位一下位の階層のセットにおいて規定されていると考えるべきだろう.

4. 形相という概念をめぐって

次に、セヴェラックの解釈を採用してもいまだ残る問題について論じる. それは、個体の規定のために導入された「運動と静止の割合」というタームの意味が明確ではないということである. この割合が示す基準を実験によって再現するか、あるいは計算と推論によって導出することができないなら、これによって説明される形相という概念もまた、十七世紀の新しい哲学者らが批判した「実体的形相」と大差ないと思われるかもしれない.

筆者はここで「運動と静止の割合」の科学的解明や計測の問題には立ち入らない¹³.しかしそれでも、次の二点を指摘することでスピノザを擁護できると考える.注目されるべき第一の点は、『エチカ』における付論の定位である.第2節で述べたように、付論が論じられたのはそこから人間身体や精神に関する有益な事柄を導出するためであって、物体や運動の本性の探求が目的なのではない.また、付論は『エチカ』第一部ですでに構築されている形而上学的枠組みのうえに展開されている.したがって、「運動と静止の割合」は、形而上学的枠組みに整合的である限りの作業仮説であればよく、その方法論は実験と帰納法からなされる自然科学とは根本的に異なるのである.だが、ここに付論のきわめて微妙な立ち位置が示されることになる.つまり、付論はたしかに物理的な諸条件を導入し、『エチカ』の論証に大きな役割を果たしているのだが、その物理学自体は形而上学的に基礎づけられたものにとどまるのである.

第二の点は、「運動と静止の割合」が付論において期待されている機能である。 それは先に幾度も述べた「形相を変えることなく個体に生じる変容」を説明する ための一種のプレースホルダーなのだ ¹⁴. たとえば、4P39 の証明と備考には次 のようにある。

......人間身体の形相を構成するものは、身体の諸部分がその運動をある一定の割合で互いに共有化しあうことに存する ¹⁵ (2P13 の後の L4 のまえの Def [=個体の定義]より). ゆえに人間身体の諸部分が互いに有する運動および静止の割合が維持されるようにさせるものは人間身体の形相を維持するものであり、...... (4P39D)

ここで注意しなければならないのは、身体はその諸部分が相互に運動および静止の異なった割合を取るような状態に置かれる場合には死んだものと私は解しているということである。つまり、血液の循環その他身体が生きているとされる諸特徴が持続されている場合でも、なお人間身体がその本性とまったく異なる他の本性に変化しうることが不可能でないと私は信ずるのである。なぜなら、人間身体は死骸に変化する場合に限って死んだのだと認めなければならぬいかなる理由も存しないからである。(4P39S)

スピノザは二つの例を挙げる.病で記憶を失った詩人の例と,子どもから成人になった人間の例であり,どちらも人間身体がほとんど同一とはいえないほどの大きな変化を被る事例である 16.もし個体が実体ないし基体のようなものとして考えられていたならば、スピノザはここで「記憶を失ったにも関わらず、また見た目やふるまいが大きく変わったにも関わらず、その人が変わらずその人であるとはどういうことか」などと問うていたであろう.だが実際には、スピノザの形相概念はあくまで個体に生じる変容を説明するだけにとどまるため、個体に生じる変化があまりに大きいときにはその同一性をあっさりと手放してしまうのである.つまり、スピノザは個体に関して「形相」という語を用いるにも関わらず、それにおいて諸々の事物が統一されるものとして考えているのではない.個体はあくまで諸々の原因のみによって、自然の法則にしたがって設計図なしに組織されるのだ.それゆえ、我々は進んで次のように言うことができる.すなわち、スピノザにとって形相は諸々の変化に関わらず同一にとどまるというよりも、そうした変化のなかで変化を通じて存するのである.

これで結論に必要な要素は出揃っているが、なおここでスピノザに対する典型的な誤解を解いておきたい。スピノザはたしかに形相という語を用いているが、たとえば身体の形相と言ったときに、それが身体に対応する精神を意味するなどということはけっしてない。2P13には「人間精神を構成する観念の対象は身体である」とあり、2P21には「身体と精神は同一個体である」とあるが、それらが意味しているのは「精神としての人間がその身体を所有している」という意味ではない。そうではなく、同一の個体が延長の属性において見られたとき

には身体、思惟の属性において見られたときには精神と言われるのである.したがって、スピノザが用いる形相という概念もまた、身体と精神において同一である.それゆえ、同じことであるが、ある身体の形相は延長の属性それ自身において説明されなければならない.個体の定義に続く補助定理からも明らかであるように、付論における形相は身体構造として参照されており、身体以外にその説明原理をもたない.つまり、スピノザの個体は延長属性においてすでに(思惟属性を参照することなく)その同一性を説明しうるのであるから、身体の同一性のために、たとえば「純粋な実体 pura substantia」としての精神や魂を要請する必要はないのである「7.またしたがって、スピノザの観点からすれば、身体の運動のある一定の割合が崩れるとき、それを対象とする精神の同一性もまたあっさりと手放されると言わなければならない.

5. 結論

さて、いままでに述べたことから『エチカ』における変化の問題に答えるとしよう。我々の結論はこうである。すなわち、スピノザの個体論の意義は諸物体が相互に織り成す二次的な関係を個体の定義に組み込むことによって、様態において内部と外部を規定し、変化を受け入れる主体を構成することにあったのである。個体を組織する諸物体の各々は運動と静止のみによって区別され、したがってそれ自体は運動と静止と区別されないのであるが、それらが相互に構成する関係を上位の関係として諸部分から独立してとらえることで変状や運動、活動の主体を考えることが可能になる「8. なるほど、このように構成された個体の概念はスピノザと異なる哲学体系において、ごくふつうに「実体」ないし「主体」が担うとされる特徴であるかもしれない。しかし、スピノザは様態において、それを主体への述語付けというアリストテレスのような定義によることなく、あくまで機械論的に諸物体が互いに原因づけられることで組織される二次的な関係=内在的関係によって答えるのである。したがってやはり、スピノザにとって「人間の形相を構成するものは実体の有ではない」のである (2P10S).

ところで,このように提示される個体論はいわゆる一般的な個体論とはずい ぶん意向が異なるといえる.というのも,ギャレットが述べるように,それは 眼前の事物がいかにして普遍的な諸要素によって説明されうるのか、またいかにしてそれを個体として認識しうるのかという問いに答えないからだ (Garrett、1994, p.76). とはいえ、それは付論における限りでのことである. たとえば 3P57では、各個体の感情の差異と個体の本質の差異がパラレルに見られている. 感情とは、事物が自らの有に固執しようとする努力 (=コナトゥス) や活動力能との関連において見られる身体の変状 (ないしその観念) であるが、これが構成要素として加わったとき、個体論はまた違った姿を現わすのである 19. たしかに、付論におけるスピノザの個体論はそれ自体では「個別的なもの」を実質的に論じているとは言えないかもしれないが、それを可能にするための場所を準備していると見なすことは十分に許容されうる. このように『エチカ』のより広範囲から個体論ないし個体化論を抽出しようとする試みには、ドゥルーズの手によるきわめて独創的な研究がすでにある. 我々がこの方向へと進むためには、彼の個体化論を批判的に読み込んでいくことも必要になるだろう.

註

- ^{1.} 2P11D, 2P13D, 3Def3, 3P32S, etc.
- ² 「様態の変状」について明確に指摘している研究者としてドゥルーズとメラメドが挙げられるが、前者はとくに説明を与えていない(Deleuze, 1968, p.199). 後者は実体-様態関係における変状との一貫した解釈を試みている。その際に、身体の特質としての変状と、ある身体が外的物体とともにその部分的原因となるところの変状とがスピノザにとって明確に区別されていない可能性を示唆している(Melamed, 2009, pp.42, 75-6).
- 3 実体-様態関係をいかに理解するかという時点ですでに解釈が分かれている.事物を神の様態とするスピノザの形而上学は、ベイルをはじめとして多くの批判に曝されてきた.そのなかで整合的な解釈を試みたのがカーリーである(Curley, 1969).彼は実体-様態関係を因果的関係として解釈する.本稿はさらにこの解釈に対して周到な批判を試みたメラメドの議論に依拠することとし、その論争に分け入ることはしない.
- 4 厳密にいえば 1P25C で言及されているのは個物 res singularis ではなく特殊的な事物 res particularis であり、両者の差異については議論があるが、本稿ではさしあたって同一のものとして扱う。
- 5. ただし、作用は運動と静止に関わることが 1P32C2 で暗示されてはいる.
- 6 個体は定義より物体,すなわち延長属性によって考えられる様態であり,部分を有する. ところが,(IP12Sと IP15Sより)実体は部分をもたないものとして概念されている. したがって実体を個体として考えることはできない(Garrett, 2008, p.87).
- ⁷ なお「運動と静止」は Ep64で、神のある属性から帰結される様態(いわゆる直接無限様

- 態)だとされるが、本稿はこれと付論における「運動と静止」の関係を論じることを断念する。また、TTP (7, III/102)では、「運動と静止」は「全自然に共通する最も普遍的なもの」であるとされている。
- *L3「運動あるいは静止している物体は、他の物体から運動あるいは静止するように決定されなければならなかった.この後者も同様に他の物体から運動あるいは静止するように決定されている、そしてこれもまたさらに他の物体から決定され、このようにして無限に進む」、ところでこの補助定理は IP28 を参照して論証されている.ここに形而上学的水準から物理学的水準への移行を見ることもできるかもしれない.
- 9. このプロセスの延長上では「国家は個体であるか否か」ということも問われうるが、本稿はこの問題を論じない、それについては柏葉が整理している(柏葉、2007).
- 10. ゲルーがこのように考えていることは、彼が「周囲の圧力」の例として Ep6 (IV/31) を引き合いに出すことから明らかである. そこには「水の粒子は常に絶えまなくあちこちへ動いているので、もし取り巻く物体がこれを阻まない限り、水があらゆる方向へひろがってゆくことは明白です」とあるが、これを「周囲の圧力」のモデルとするなら、やはり人間を含む有機体にこの考えを適用することはできない (Gueroult, 1974, p.168).
- 11. ゲルーはもしかすると「周囲の圧力」という説明の限界に気づいていたのかもしれない。というのも、彼は「運動と静止の割合」に関してある種のゆとりを認めているように見えるからだ。ゲルーは、衝撃が与えられて割合が壊れてもなお少しのあいだなら個体は維持される、見かけ上は変わらないように見える、などと多様な表現によって個体性に曖昧さを導入しようとしているように思われる(e.g. op.cit. p.559).
- 12 発生的定義とは、事物をその作出原因によって規定する定義のことで、ホッブズに由来するといわれる。スピノザ自身はこの表現を用いていないが、内容としては Ep60、TIE95,96 に同一のものが見られる。ところで、ゲルーの解釈もまた、個体定義を「周囲の圧力」という作出原因から説明する発生的定義と見なすことはできる。ただしそこには、内部と外部の区分が暗黙のうちに前提とされているのである。
- 13. ギャビーによれば、「運動と静止の割合」による合一の説明はなにも述べていないに等しい。また彼は、この割合を公式化したマトゥロンの試み、ホイヘンスの実験との関連から読み解いたゲルーの試みも決定的ではないと断ずる。ところで、KV(2Pr, I/52)においてスピノザは具体的に「1:3」という数字を運動と静止の割合に割り当てているが、これも理論的な説明を欠いている(Gabbey, 1996, pp.168-170).
- 14 あくまで批判的にではあるが、ベネットも同様に「運動と静止の割合」はプレースホルダーであり、通時的な説明だけに関わるとする (Bennett, 1984, pp.232-235, 250).
- 15. 原文は 'sibi invicem communicent' である. sibi を強調するならば、身体の諸部分は「互いに自ら(の運動)を共有させあう」のである. また、畠中は個体定義においても communicare を「伝達する」と訳しているが、たとえば transmittere などとはニュアンスが異なることに注意するべきだろう.
- 16. このようにスピノザは形相それ自体の変化についても言及している。また 4Pr では、完全性(その後「活動力能」と言い換えられる)の増減は形相ないし本質の変化とは異なるということ、言い換えれば、度合いの変化もまた形相を変化させずに個体に生じるということが述べられる。
- ¹⁷ Descartes, Meditationes de Primâ Philosophia in Oeuvres de Descartes, vii, p.14.
- 18 本稿の解釈が妥当であれば、少なくとも我々が肉眼で確認できるような物体はすべて個体であるという帰結に至る。これは一見突拍子もない主張に思われるかもしれないが、ギャレットもまた個体概念の作用域について論じる際にその可能性を示唆している。

る (Garrett, 2008, p.94).

19. このように範囲を広げた個体論は、付論にコナトゥス論をいかに接続するかを問題とせざるをえない。しかしゲルーは事物の永遠なる本質をコナトゥスによって説明する「具体的物理学」を、付論における「抽象的物理学」から区別する。また、マシュレは「個物」はたんに個体化された本性によっては説明されず、くわえてコナトゥスという力動的な概念が必要になるという。両者はいずれも付論とコナトゥス論のあいだに明確な区別を設ける(Gueroult, 1974, pp.186-189; Macherey, 1997, pp.145-6).

スピノザの著作:

Spinoza Opera, 4vol., Carl Gebhardt, Heidelberg: Carl Winters, 1925. 『エチカ』からの引用は以下のように略記する. Def = 定義,Ax =公理,P =定理,P =定理,P =三証明,P =1 を P =2 を P =3 を P =4 を P =4 を P =5 を P =5 を P =6 を P =7 を P =8 を P =9 を P =

その他の著作については、『往復書簡集』を Ep, 『神・人間及び人間の幸福に関する短論文』を KV, 『知性改善論』を TIE, 『政治論』を TP, 『神学・政治論』を TTP と略記し、必要に応じてゲプハルト版の巻と頁を指示する.

参考文献

Bennett, Jonathan, 1984, Study of Spinoza's Ethics. Cambridge University Press.

Curley, Edwin, 1969, *Spinoza's Metaphysics: An Essay in Interpretation*, Harvard University Press.

Descartes, René, *Meditationes de Primâ Philosophia*, in *Oeuvres de Descartes*, Adam, C. et Tannery, P.(ed.,) vol. vii, Vrin, 1996.

Deleuze, Gilles, 1968, Spinoza et le probrème de l'expression. Les Edition de Minuit.

Gabbey, Alan, 1996, "Spinoza's natural science and methodology." in Garrett, D.(ed.,) *The Cambridge Companion to Spinoza*, Cambridge University Press.

Garrett, Don, 1994, "Spinoza's theory of Metaphysical Individuation," in Gracia, J. and Barber, K.(ed.,) *Individuation in Early Modern Philosophy*, State University of New York Press. pp.71-101.

Gueroult, Martial, 1974, Spinoza II – L'âme. Aubier.

柏葉 武秀, 2007, 「国家は個体なのか: スピノザ政治論をめぐるある論争について」, 『北海道大学文学研究科紀要 122』, 北海道大学, pp.1-31.

- Macherey, Pierre, 1997, Introduction à l'Ethique de Spinoza: La seconde partie; la réalité mental, PUF.
- Melamed, Yitzhak Y., 2009, "Spinoza's Metaphysics of Substance: The Substance-Mode Relation as a Relation of Inherence and Predication", in *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol.78, No.1. International Phenomenological Society. pp.17-82.

Sévérac, Pascal, 2011, Spinoza: union et désunion, Vrin.